

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	有年檜原地区 (有年檜原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内農地の6割以上が担い手等によって占められているものの、一部の農地は耕作放棄状態にある。
- ・耕作されない農地の増加に伴い、水路、農道、畦畔等の管理に支障が生じている。
- ・担い手等の耕作農地が分散錯圃の状態にある。
- ・地域の活性化を図るため、新たな作物の導入や減農薬・減化学肥料への取組が課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とするが、担い手を中心に市の振興作物である大豆、麦等の作付けを行い、効率的な農地の利用を進める。また、市、県と連携して減農薬、減化学肥料栽培や新たな高収益作物の導入についても検討する。
- ・規模拡大を希望する担い手に農地の集約化を図り、新たに参入を希望する新規就農者等の受入れ体制を整備する。また、水路、農道等の管理については集落全体でできるよう仕組みづくりを検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

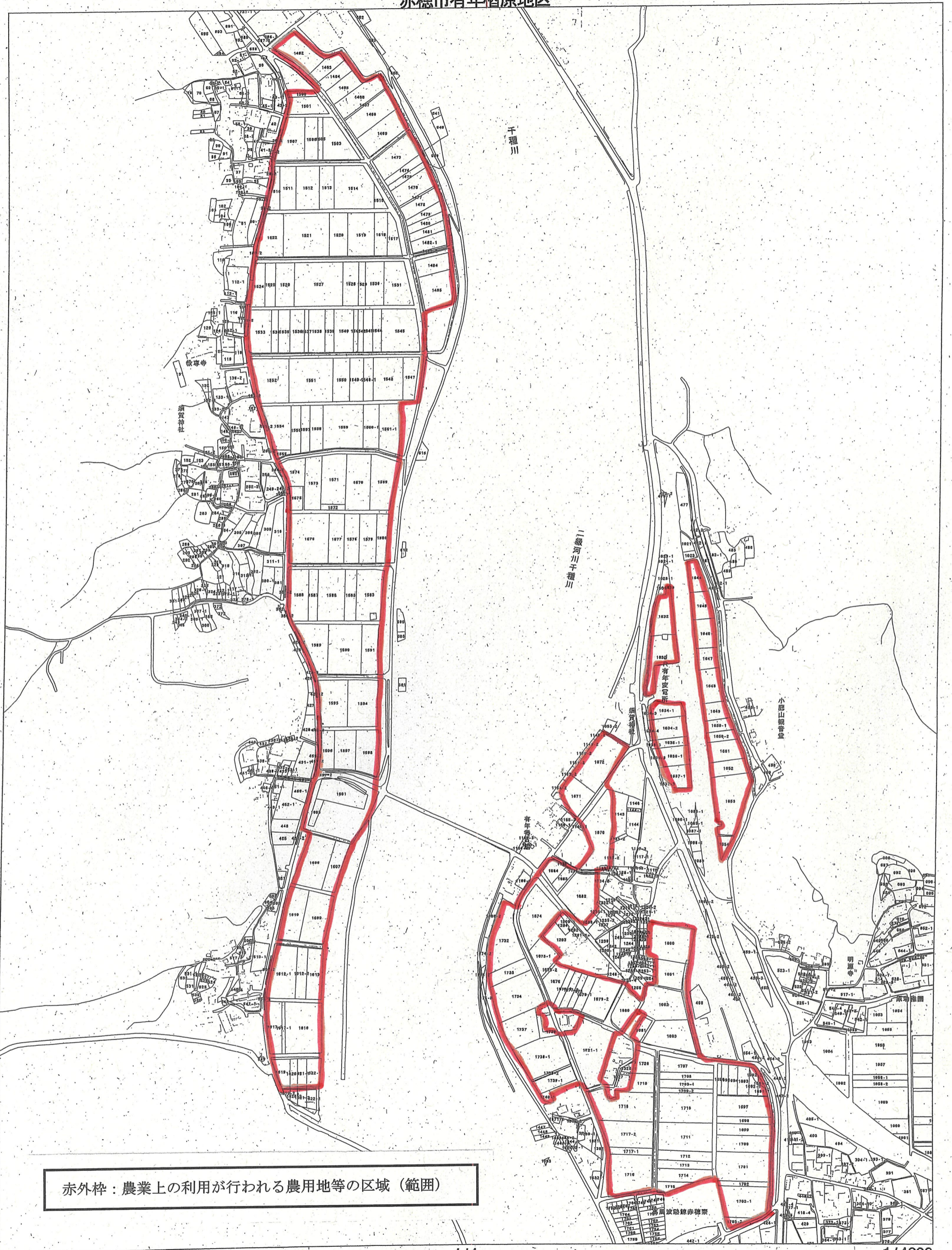
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
既に、ほ場整備完了農地の6割が担い手に貸し付けされており、集積化が図られている一方、その農地は分散錯圖の状態であり、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、農地の利用調整を行い、規模拡大や集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への将来の経営農地の集約化と、担い手が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付け替えできることを勧奨し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず原則として農地をすべて農地バンクに貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地整備関連事業等を活用した用排水設備の再整備化について検討する。また、水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地が増加することも見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組
効率化が期待できる水稻育苗・病虫害防除・乾燥調製作業は、JAや事業体への委託に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、地域集積協力を活用した防止柵の設置等について、早期に集落全体で検討する。</p> <p>②有機・減農薬・減化学肥料の取組方針 地力増進作物の作付け等による有機・減農薬・減化学肥料に取り組めるかを検討する。</p> <p>③スマート農業の取組 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民と担い手農家、耕作農家が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。また、農道・用排水路等の維持管理に取り組む。</p>									

赤穂市有年櫓原地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）